

HDR 映像に対応したレコーダー/プレーヤー機器、オーディオ機器のカタログ等 表記ガイドライン

1. 目的

消費者の誤認や混乱を未然に防止するとともに、公正な競争を確保するため、各社が HDR (High Dynamic Range) 映像に対応したレコーダー/プレーヤー機器、オーディオ機器 (以下、オーディオ・ビジュアル機器) のカタログ等において使用する「HDR」に係る用語、機能説明文等について、望ましい表記例などの指針を示すことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 適用機器

BD レコーダー、HDD レコーダー、BD プレーヤー、AV アンプ等、オーディオ・ビジュアル機器のうち、後述する HDR 映像のソース機器^{*1}とリピーター機器^{*2}に適用する。

(2) 表記対象

各社のカタログ、ホームページ、広告媒体

※1 ソース機器 …映像信号をテレビ等の他機器に出力する機器。BD レコーダー、HDD レコーダー、BD プレーヤー等が該当。

※2 リピーター機器 …入力された映像信号を中継して他機器へ出力する機器。AV アンプ等が該当。

3. HDR 映像について

本文書において HDR 映像とは、従来の規格 (BT.709 など) の輝度ダイナミックレンジを拡張するための技術が用いられた映像信号のことを指す。

例えば、「HDR10 Media Profile」など。

4. HDR 映像に対応したオーディオ・ビジュアル機器の要件

(1) ソース機器の要件

以下の機能をすべて有し、適切に処理することができるオーディオ・ビジュアル機器を対象とする。

- ・HDR 映像を受信もしくは入力、再生可能であること。
- ・圧縮された HDR 映像をデコードして出力可能であること。
- ・HDR 映像が持つメタデータを受け取り、適切に処理できること。

(2) リピーター機器の要件

以下の機能をすべて有し、適切に処理することができるオーディオ・ビジュアル機器を対象とする。

- ・HDR 映像を入力し、他機器へ出力可能であること。
- ・HDR 映像が持つメタデータを受け取り、適切に出力できること。

5. 表記内容

(1) HDR 映像の入力種別やサービス名称等に関わる表記

消費者の誤認を招かないよう、HDR 映像の入力種別(放送、配信、ディスク再生、HDMI 入力等の別)やサービス名称、あるいは方式名等を具体的に記載することが望ましい。

表記例

例(1)-1:Ultra HD Blu-ray 対応ソフトの、HDR 映像の再生に対応しています。

例(1)-2:○○○^{*3}が配信する HDR 映像に対応しています。

*3:○○○には配信業者名等を記載

例(1)-3:4K 放送で使用されている HLG 方式の HDR 映像に対応しています。

(2) 使用する上で必要な条件等がある場合の表記

商品本体だけでは十分な動作ができず、別売り機器やケーブル等が必要な場合、その動作説明箇所や機能表等の近傍に詳しい説明を明確に記載することが望ましい。

また、必要な条件を満たしていないことを識別した場合に所定の動作をするのであれば、その動作について記載することが望ましい。

表記例

例(2)-1:HDR 映像に対応した HDMI ケーブル(18Gbps 対応 HDMI ケーブルやプレミアム HDMI ケーブル等)をご使用ください。

例(2)-2:Ultra HD Blu-ray の HDR 映像に対応した機器や端子に接続してください。

例(2)-3:HDR 映像に対応してない機器や端子に接続された場合、ダイナミックレンジを変換して出力します。

6. 実施時期

各社、対応可能な時期から実施する。

以上